

「福山市版エンディングノート」協働発行事業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2026 年（令和 8 年）2 月 20 日

福山市長 枝広 直幹

1 事業概要

- (1) 事業名：「福山市版エンディングノート」協働発行事業
- (2) 事業内容：別紙 基本仕様書のとおり
- (3) 事業期間：協定締結の日から 2026 年（令和 8 年）7 月 31 日まで

2 費用

エンディングノート及びカードの編集、印刷、製本、納品に伴う送料等は事業者が募集する広告収入で賄うこととする。

3 選定方式及び契約方法

本事業は、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、企画提案を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって事業者の候補者（以下「候補者」という。）を特定する。また、候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で候補者と協定を締結する。

4 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から協定締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号及び第 6 号に規定しない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

5 評価基準・評価項目

「福山市版エンディングノート」協働発行事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）

で評価を行う。

評価項目は別紙参照。

6 受注候補者の特定

評価委員会における評価が最も高い者を市長が本業務の候補者として特定する。

7 参加申込の手続等

(1) 担当部局：福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課

福山市東桜町3番5号

TEL 084-928-1310

E-mail：koureisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2026年（令和8年）2月20日（金）
実施要領等の配付期間	2026年（令和8年）2月20日（金）から 同年3月9日（月）まで
質問書受付期間	2026年（令和8年）2月20日（金）から 同年2月27日（金）午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2026年（令和8年）3月2日（月） 市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	2026年（令和8年）2月20日（金）から 同年3月9日（月）午後5時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2026年（令和8年）3月10日（火）
企画提案書の受付期間	2026年（令和8年）3月10日（火）から 同年3月23日（月）午後5時まで
企画提案書の選定通知	2026年（令和8年）3月下旬

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026年（令和8年）2月20日（金）から同年3月9日（月）

イ 配付場所

(1)に同じ。

※ 福山市ホームページからもダウンロード可

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/koreisha/>)

8 協定の締結

本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、協定を締結する。

9 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

- (4) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (5) その他市の指示に違反する場合

10 その他

詳細は、「福山市版エンディングノート」の協働発行事業に関するプロポーザル実施要領に定めるところによります。